

取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援 (No. 1)
取組内容	<p>肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料は、ペレットなど粒状に成形されているものに限る。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	<p>上限 200 円/20kg</p> <p>小売価格が 400 円/20 kg よりも低い場合は当該小売料金の 1/2</p>
交付単価の設定根拠	地域の農業者が対象肥料を利用する際に、化成肥料と比較した掛かり増し経費の 1/2 に相当する額として設定。
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等

(別紙)

「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

「国内資源活用肥料の利用拡大 (No.1)」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる1～3の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

(1) 対象肥料の小売価格を令和5年7月12日までに設定したことを証明できること。

(2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である200円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

3 農業者の一覧

補助対象となる対象肥料の販売先は新居浜市に住所・所在地のある農業者に限るため、当該農業者の氏名・住所を一覧として整理しておくこと。

(以上)

取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援 (No. 2)
取組内容	<p>肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	<p>上限 140 円/20kg</p> <p>小売価格が 280 円/20 kg よりも低い場合は当該小売料金の 1/2</p>
交付単価の設定根拠	地域の農業者が対象肥料を利用する際に、化成肥料と比較した掛かり増し経費の 1/2 に相当する額として設定。
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等

(別紙)

「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号2の「国内資源活用肥料の利用拡大 (No.2)」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる1～3の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年7月12日までに設定したことを証明できること。
- (2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である140円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

3 農業者の一覧

補助対象となる対象肥料の販売先は新居浜市に住所・所在地のある農業者に限るため、当該農業者の氏名・住所を一覧として整理しておくこと。

(以上)